



国 総 建 第 37 号
平成 21 年 5 月 25 日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



中小建設企業のための内部統制向上ガイドラインについて

建設業は、我が国の基幹産業であり、建設企業は、法令の遵守をはじめ社会からの要請に応じて適切に行動することが求められています。

国土交通省では、これまで、「建設業法令遵守推進本部」や「駆け込みホットライン」の設置、「法令遵守ガイドライン」の策定・改定、「下請取引等実態調査」の拡充、法令違反行為の取締強化など、建設工事の取引の適正化や法令遵守の促進に重点を置いた取組を進めてきました。

建設業が社会からの要請に応えていくためには、このような取組の継続的实施に加え、個々の建設企業が適正な業務運営を行うための仕組みを作り運用していく「内部統制」の向上に自主的に取り組むよう促進することが重要です。

しかしながら、建設企業におけるこのような取組は、特に、中小の建設企業においては不十分な状況にあると考えられることから、この度、「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」を策定いたしました。

貴会におかれましては、本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を了知の上、傘下会員に対しこの旨の周知方よろしくお願いいたします。

ガイドラインのホームページ掲載URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tkl_000010.html

問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課

「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」担当